

日 銀 業 第 4 7 7 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正に関する件

2022年11月2日限りで全国の手形交換所における交換決済業務が終了するとともに、2022年11月4日をもって一般社団法人全国銀行協会が電子交換所における交換決済業務を開始することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月4日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編Ⅰ. 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 決済開始時刻

日本銀行は、手形交換戻決済および為替決済（以下「集中決済」といいます。）については、それぞれ次表に掲げる決済開始時刻に当座勘定の入金および引落を開始します。

集中決済	決済開始時刻
手形交換戻決済	午後 03 : 30 00
為替決済	略（不変）

- 第1編Ⅶ. 2. (1) イ、を横線のとおり改める。

イ、交換戻決済

日本銀行は、手形電子交換所から「~~交換総決算表~~」および「~~交換戻振替請求書データ~~」の提出を受けた場合^(注1)には、オンライン取引先に対して、「当座勘定入金・引落予告（手形交換戻決済）」(2150-00100)を送信します^(注2)。

~~（注1）ただし、東京手形交換所からは、「東京手形交換所規則」に従い、原則として、「交換総決算表」および「交換戻振替請求書」の提出に代えて、通信回線により全国銀行データ通信センター（以下「全銀センター」といいます。）経由で、手形交換戻決済データが日本銀行に送信されます。~~

（注2）略（不変）

(2150-00100)

略（不変）

（注1）略（不変）

（注2）略（不変）

また、日本銀行は、決済開始時刻が到来し、当該「~~交換総決算表~~」および「~~交換戻振替請求書データ~~」にもとづき当座勘定の引落および入金を行った場合には、交換戻相当

額の引落を行ったオンライン取引先に対して「当座勘定引落通知（手形交換戻決済）」（2150-00700）を、交換戻相当額の入金を行ったオンライン取引先に対して「当座勘定入金通知（手形交換戻決済）」（2150-01000）を、それぞれ送信します。

以下略（不変）

○ 第1編VII. 2. (1) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、引落資金不足

日本銀行は、1. (1) による引落を行う場合において、交換戻相当額を支払うべきオンライン取引先の当座勘定が引落資金不足となるときは、当該オンライン取引先に対して、「当座勘定引落資金不足通知（手形交換戻決済）」（2250-00700）を送信します。

(2250-00700)

略（不変）

(注) 略（不変）

オンライン取引先は、「当座勘定引落資金不足通知（手形交換戻決済）」を受信した場合には、日銀ネット端末においてブザーが鳴動しますので、直ちに、手形電子交換所に連絡し、引落資金不足を解消するための措置を講じてください。

なお、引落資金不足を解消することができない場合には、手形電子交換所規則に従って取扱われます。この場合において、繰戻し「交換戻振替請求データ」の再計算を行うこととなったときは、日本銀行は、引落資金不足を解消することができないオンライン取引先および交換戻相当額を受け取るべきオンライン取引先に対して、「当座勘定入金・引落予告（手形交換戻決済）[取消]」を送信するとともに、既に交換戻相当額の引落を行ったオンライン取引先の当座勘定に当該交換戻相当額の入金を行い、当該オンライン取引先に対して、「当座勘定入金通知（手形交換戻決済取消）」（2250-00600）を送信します。

以下略（不変）

○ 第1編VII. 3. (1) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、交換戻決済の取消

日本銀行は、決済開始時刻前に、東京手形電子交換所から提出を受けた「手形交換戻決済取消依頼書」にもとづき、2. (1) ロ、の取消を行った場合には、全銀ネットに対して、「手形交換戻決済入金・引落取消処理済通知」（2250-00500）を送信します。

以下略（不変）

- 第1編VII. 3. (1) 二、を横線のとおり改める。

二、引落資金不足解消措置

東京手形電子交換所は、全銀ネットから「手形交換戻決済入金・引落未了通知」を受領した場合には、直ちに、その当座勘定が引落資金不足となっている取引先と対応措置を協議し、その結果を日本銀行に連絡してください。また、「当座勘定引落資金不足通知（手形交換戻決済）」を受領した場合には、直ちに、引落資金不足を解消するための措置を講じ、日本銀行に連絡してください。

東京手形電子交換所は、~~繰戻し~~「交換戻振替請求データ」の再計算を行うこととした場合には、「手形交換戻決済取消依頼書」を日本銀行に提出してください。

日本銀行は、当該「手形交換戻決済取消依頼書」にもとづき、交換戻決済の取消を行った場合には、全銀ネットに対して、「手形交換戻決済入金・引落取消処理済通知」（2250-00500）を送信します。

以下略（不変）